

2 訪問型サービス（独自）（現行相当）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数
種類	項目					
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（現行相当）（Ⅰ）	事業対象者・要支援１・２（週１回程度）		1,176
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援１・２（週１回程度）		39
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費（現行相当）（Ⅱ）	事業対象者・要支援１・２（週２回程度）		2,349
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援１・２（週２回程度）		78
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（現行相当）（Ⅲ）	事業対象者・要支援２（週２回以上）		3,727
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援２（週２回以上）		124
A2	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費（現行相当）（Ⅳ）月４回まで	事業対象者・要支援１・２（週１回程度）		268
A2	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費（現行相当）（Ⅴ）月５～８回まで	事業対象者・要支援１・２（週１回程度）		272
A2	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費（現行相当）（Ⅵ）月９～１２回まで	事業対象者・要支援２（週１回程度）		287
A2	1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費（現行相当）（短時間）月２２回まで	事業対象者・要支援１・２（週１回程度）		167
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の １５％ 加算		
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の １５％ 加算		
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の １５％ 加算		
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の １０％ 加算		
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の １０％ 加算		
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の １０％ 加算		
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の ５％ 加算		
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の ５％ 加算		
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の ５％ 加算		
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	２００単位加算		200
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	（１）生活機能向上連携加算（Ⅰ） １００単位加算		100
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ		（２）生活機能向上連携加算（Ⅱ） ２００単位加算		200
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物又はこれ以外の同一建物の利用者２０人以上にサービスを行う場合	所定単位数の１０％減算		-10
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	（１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数の １３７／１０００ 加算		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		（２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）所定単位数の １００／１０００ 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		（３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）所定単位数の ５５／１０００ 加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		（４）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（３）で算定した 単位数の ９０％ 加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		（５）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（３）で算定した 単位数の ８０％ 加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	（１）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数の ６３／１０００ 加算		
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		（２）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）所定単位数の ４２／１０００ 加算		
A2	8310	訪問型サービス令和３年９月３０日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の １／１０００ 加算		1

3 訪問型サービス（独自）（サービスA）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数
種類	項目					
A2	1121	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援１・２（週１回程度）		940
A2	2121	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援１・２（週１回程度）		31
A2	1221	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援１・２（週２回程度）		1,879
A2	1331	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援２（週２回以上）		2,981
A2	2331	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援２（週２回以上）		99
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の １０％ 加算		
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の １０％ 加算		
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の ５％ 加算		
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の ５％ 加算		
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		-10
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	（１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数の137／1000 加算		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		（２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）所定単位数の100／1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		（３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）所定単位数の55／1000 加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		（４）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（３）で算定した単位数の 90％ 加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		（５）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（３）で算定した単位数の 80％ 加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	（１）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数の63／1000 加算		
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		（２）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）所定単位数の42／1000 加算		
A2	8310	訪問型サービス令和３年９月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の1／1000加算		1

※小規模、中山間、処遇改善加算、特定処遇改善加算については、現行相当と同一コード